

傍 聴 申 込 書

年 月 日開催の京都府社会教育委員会議を傍聴したいので申し込みます。

なお、傍聴の際は、下記事項を遵守します。

年 月 日

京都府社会教育委員会議議長 様

申込者 住 所

氏 名

記

- 1 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯しないこと。
- 2 ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯しないこと。
- 3 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯しないこと。
- 4 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯し、又は使用しないこと。
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯しないこと。
- 6 携帯電話等の着信音を鳴らさないようにすること。
- 7 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 8 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 9 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- 10 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- 11 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 12 議長が傍聴人の退場を命じた場合、速やかに退場すること。
- 13 傍聴後、京都府社会教育委員会議の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部社会教育課）に申し出ること。
- 14 その他議長の指示に従うこと。